平成２４年（フ）第１２７号
兵庫県加古郡播磨町北野添２丁目６―25　叶マンション102号、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区三宮町１丁目４番13号
破産者　有限会社ふじよし
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０８６号
広島市中区河原町15番20号
破産者　有限会社あかり
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３００号
北海道河東郡音更町宝来仲町北１丁目２番地４
破産者　有限会社光和物産
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根前谷地26番地１
破産者　有限会社小野寺製作所
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２２号
金沢市菊川２丁目10番12号
破産者　有限会社今井刺繍
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第７９号
静岡県浜松市西区舘山寺町398番地
破産者　有限会社大東館
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
静岡県浜松市西区舘山寺町398番地
破産者　株式会社アイカンパニー（旧商号株式会社鞠水）
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５４７号
岡山市南区妹尾926番地２
破産者　橋本　泰典
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７１号
香川県高松市檀紙町121番地３
破産者　有限会社松本建設
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第８２号
宮崎県日向市美々津町2255番地
破産者　株式会社日向灘
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１３１号
鹿児島県垂水市二川1079番地２
破産者　森　　正二
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第９３号
栃木県栃木市大宮町2496番地５
破産者　岩本　英夫
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１５３号
茨城県坂東市沓掛1638番地
破産者　藤田　　巧
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１５４号
茨城県坂東市沓掛1638番地
破産者　藤田惠美子
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１５５号
茨城県坂東市沓掛1638番地
破産者　中村　久子
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１８３号
茨城県稲敷郡美浦村大字舟子1013番地24
破産者　平谷　　信
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第４９５号
鹿児島県鹿児島市牟礼岡３丁目21番11号
破産者　領家　昌彦
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２５１号
釧路市愛国西１丁目16番12号　ルネ・フランセＲ102、開始決定時の住所釧路市文苑３丁目43番12号
破産者　水上　雄二
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１２２６号
宮城県多賀城市南宮字町26番地
破産者　後藤　久義
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４２号
仙台市若林区蒲町21番32―602号、開始決定時の住所仙台市若林区蒲町21番32―101号
破産者　奥村　一成
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２９５号
茨城県土浦市若松町17番２号
破産者　小林　義秋
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係